

平成30年6月定例会 経済文教委員会委員長報告

28番 佐藤 久美子でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

経済文教委員会に付託されました2件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、教育委員会の所管事項について申し上げます。

学校及び通学路の安全確保についてであります。

本年6月18日に発生した大阪府北部の地震でブロック塀が倒壊し、小学校4年生の児童が犠牲になったのを受け、教育委員会では全ての小・中学校に対し、敷地内のブロック塀の有無について緊急調査を実施し、危険性のあるブロック塀を確認した場合は、適切に対応していくとのことであります。

小学校周辺の危険なブロック塀については、建設部の調査によると571か所あるとのことですが、教育委員会との情報共有がなされていないとのことであります。

については、引き続き学校敷地内の安全確保に努めるとともに、関係部局を初め保護者や地域とも連携し、通学路の危険箇所の把握及び情報共有に努めるよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第10号「教育費無償化」の前進を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「教育は、子供の能力や意欲に応じて受けられるべきであり、家庭の経済的事情で学習の機会を奪われるのは社会的にも大きな損失である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「高校の完全無償化が実現すればいいとは思いますが、国の厳しい財政状況を考えると、年収 910万円という所得制限はやむを得ない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第11号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第12号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「子供たちを取り巻く環境が複雑化、多様化している中で、問題の早期解決を図るためには、少人数学級できめ細かな対応を行うことが重要である。」、「本市が35人以下学級だから本請願の採択は必要ないというものではなく、国の責任として35人以下学級を進めるべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「いじめや不登校の件数が減ったのは、35人以下学級にしたからとは言い切れず、同時に実施した様々な施策の効果もある。」、「国も教員が子供と向き合う時間を確保するために、学校をサポートする施策を講じている。単に35人以下学級にすれば行き届いた教育になるというものではない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第13号 地域高校の存続を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「地域高校は、地域のシンボルである。また、地域高校の存続は、その地域の学びの保障であり、地域の存続にも大きな役割を果たしている。地域高校の役割と重要性を考え、採択すべきである。」との意見が出さ

れました。

一方、不採択とすべきものとして、「旧第3通学区では、第1期長野県高等学校再編計画で中条高校と犀峽高校が既に地域キャンパスとなっており、北部高校は在籍生徒数が募集停止を検討する基準以上の人数であることから、現時点では本市として請願を採択する必要はない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第14号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

最後に、継続審査中の請願第5号 労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「働き方改革関連法案は、過労死ラインの残業を更に助長させる危険性があり、全国過労死を考える家族の会も本法案に反対している。」、「多くの論点を含む法案を一括審議すべきではない。」、「雇用者と労働者は平等ではなく、健全に運用できるとは考えにくい。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「罰則付きの時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金を盛り込んだ重要な法案である。」、「高度プロフェッショナル制度の適用には、本人の同意が必要であり、撤回もできる。また、労働者の健康確保に向け、企業に勤務時間の把握を義務付けるなど、幾重にも慎重な対応がなされている。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。